(1)　研究開発段階の遺伝子組換え生物等である物に関する事項　財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び文部科学大臣 (2)　(1)に掲げる事項以外の事項　財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって当該遺伝子組換え生物等である物の生産又は流通を所管する大臣	
ロ　遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る事項　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める大臣 (1)　研究開発に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する事項　財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び文部科学大臣 (2)　(1)に掲げる事項以外の事項　財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣	

附　則

この省令は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十八号）の施行の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「、九州旅客鉄道株式会社」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十号

平成二十九年十二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

平成二十九年十二月一日

宮内庁長官　山本信一郎

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○金融庁告示第四十三号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十二月一日

金融庁長官　森　信親

○宮内庁告示第十一号

平成三十年新年祝賀の儀を次のように行われる。

平成二十九年十二月一日

宮内庁長官　山本信一郎

平成三十年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。

一　午前十時

皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王及び女王

二　午前十一時

内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、内閣法制局長官及び内閣法制次長並びに以上の者の配偶者

衆議院及び参議院の議長、副議長、議員、事務総長、事務次長、法制局長及び法制次長、衆議院調査局長並びに国立国会図書館の館長及び副館長並びに以上の者の配偶者

最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三　午前十一時三十分

特記した認証官以外の認証官及び各省庁の事務次官等で宮内庁長官の指定する者並びに都道府県の知事及び議会議長並びに以上の者の配偶者

四　午後二時三十分

各国の外交使節団の長及びその配偶者

○

参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参入のこと。

服装

男子　燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等（モーニングコートも可）

女子　ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等

勲章着用